

英 国 海 外 開 発 庁

(Overseas Development Administration : ODA)

英国海外開発庁 (Overseas Development Administration)

[概要]

英国の二国間援助は1964年に設立された技術協力庁 (Department of Technical Cooperation) に端を発する。

労働党ウィルソン政権下の海外開発省 (Overseas Development Ministry : ODM) を経て、保守党政権のもと海外開発庁 (ODA) となった。

同庁の基本的な機能は変わっていないが、サッチャー政権下、援助予算の縮小傾向がみられるほか、貿易産業省 (Department of Trade & Industry) 主導のATP (Aid and Trade Provision) が追加された。これは、ODA 予算の中で英国の経済に貢献すると思われる援助について、通産省が行なうもので、専門の組織が同省の中に設立されている。

現在、ODA の長官は閣外相で、外務・英連邦省 (Foreign & Commonwealth Affairs : FCA) のもと、同省の外局担当大臣の資格となる。通常いわれる "Junior Minister" である。

[組織]

援助政策に関しては、FCA の他貿易産業省 (DTI) をはじめ、大蔵省、英国銀行等と協議することとなっている。

援助政策部 (Aid Policy Department) には、FCA からのスタッフがおり、政策決定のプロセスに加わっている。

基本的には、政策決定は本部でなされるが、5ヶ所にある在外事務所 (Development Division) も近年重要性を増しつつある。

約1,500人の職員のうち、1,000人が行政官で500人が専門アドバイザーである。後者のうちの350人が科学者で主に天然資源研究所の所属となっている。

[基本方針]

最貧国の最貧層を対象としており、英国の援助総額の80%がこれらの国に向けられている。地域的にはサハラ以南アフリカへの配分が増えており、逆に南アジア分が減少傾向にある。

ただ、重要な決定要因としてコモンウェルスのメンバー国かどうかという点も考慮されるが近年少しづつではあるが、この要素は薄れてきている。

いわゆる「良い政府」の基準として政策の多様性が重視される。次に分野別の配分が重視される。また、人口抑制も重要な考慮点となる。

ODA のアドバイザー・ディヴィジョンは主要な分野をすべてカバーしており、「カンントリー・レビュー・ペーパー」としてこれらの諸点を盛り込んだ内容の資料を援助政策決定の過程で作成している。

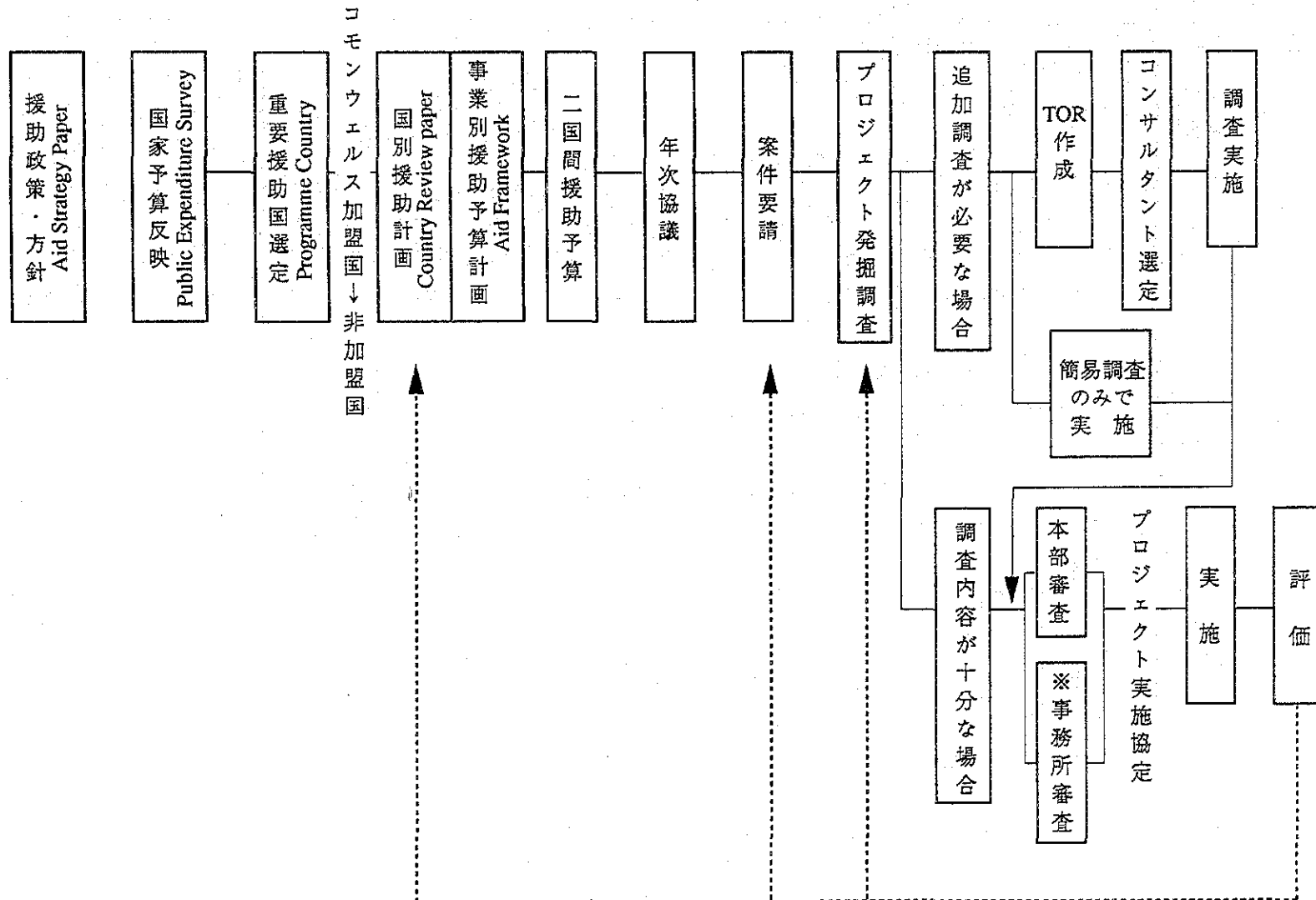
〔援助体制〕

英国 ODA は、庁内に経験豊かな専門家を多数擁し、技術協力、財務計画及び管理についても自力で対応できる体制を構えている。

外部のマネジメントコンサルタント及び技術コンサルタント会社を広く使っている。

本部におかれた地域局 2 局は、主に政策面の策定を行いプロジェクトの実施支援、プロファイについては海外の事務所 5 ケ所が担当している。各事務所には、ODA より 10～12 名 管理、エコノミスト、エンジニア、事務職として各二人ずつ派遣されている。

英国海外開発庁 援助サイクルの概要



※ 一定金額以下のプロジェクトについては
在外事務所長が大使館と協議し実施可能

英国海外開発庁 援助サイクルの各プロセス

英国 - 1

プロセス	内 容	作成文書	主務担当
援助政策・方針	基本戦略	Aid Strategy Paper	援助政策部
	財務計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 援助政策部が主となって、世界経済、東欧情勢、湾岸情勢、援助対象政府の条件を盛り込んだ基本方針を設定 ・ 5月までにODA大臣に提出 国別援助戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・ 援助対象が1,000万ポンド以上の国について地域部の国担当が作成(上記に添付) ・ 1,000万ポンド以下の国に対しては別途プログラムを作成 	Financial Planning Paper ↓ (Public Expenditure Survey) Recipient Strategy (PESへ添付) Country Objective Paper (PESへ添付)	
援助予算作成	援助予算支出枠策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年次と3ケ年の計画 ・ 国家予算 (Public Expenditure Survey: PES)に反映 	Public Expenditure on Overseas Aid	

プロセス	内 容	作成文書	主 務 担 当
事業別援助計画	<p>事業別・国別援助予算計画</p> <p>援助実施の具体的内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業計画案（各局課提出）</p> <p>↓</p> <p>主計課（Finance Dept）</p> <p>↓</p> <p>経済企画スタッフ（EPS）の意見聴取</p> <p>↓</p> <p>関係各省と協議（FCA, DTI, BOE）</p> <p>↓</p> <p>決 定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間資金協力（国別） ・ 技術援助（事業別） ・ 他国間協力への拠出（事業別） ・ CDCへの貸付（事業別） 	Aid Framework	各局課 ↓ 主計課
国別援助計画	<p>国別資金・技術協力需要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済状況、政治・商業上の背景 ・ 開発計画、必要援助形態 ・ 政治・商業的見地からの検討 ・ 開発計画過去5ケ年の各国の援助総量を参照、今後5ケ年の英国の援助方針策定 ・ 支出スケジュール 	Country Review Paper	EPSスタッフ ↓(起草) 地域局 ↓(とりまとめ) 在外公館 ↓(コメント) 関係省庁 (協議)

プロセス	内 容	作成文書	主 務 担 当
<p>年次協議</p> <p>プロジェクト サイクル</p>	<p>対象国との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の重要度に応じて、次官補ないしは局長クラスが年一回現地で協議 ・ 在外事務所長が管轄国を訪問協議することもある <p>プロジェクト発掘</p> <p>準備・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域部はプロジェクトが90%遂行したところで最終報告書を提出する ・ マネジメント・コンサルティング会社、技術コンサルティング会社等を幅広く利用 ・ 英国の援助は基本的にタイドでありハード調達に関しては、現地での英国産品が不可能であるという限りにおいて例外的に外資調達も可能である <p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前段階とは別の評価専門部門による評価 ・ 種々の評価基準による系統的な評価方法 ・ 実施にかかわった外部のコンサルティング会社も同様の基準に沿った評価を求められる 	<p>協議報告書</p> <p>Project Completion Report</p>	<p>地域局</p> <p>地域局</p> <p>評価部</p>

英国ODA情報化戦略

[概要]

通信インフラの確立、システムの統合による業務の効率と質を高めることを目的に、IT(情報技術)戦略が策定された。1987年12月、IT運営委員会(Information Technology Steering Committee:ITSC)の第一回ミーティングからIT戦略計画がスタートした。1988年から始められた調査の後、1989年4月、以後4年間の戦略実施プランが報告書としてまとめられた。これをITSCが承認し現在実施中である。ITに関する包括的責任はITSCにあり、IT戦略において選定されたプロジェクトの開発監督はプロジェクト理事会が担当する。IT開発に関するユーザーの意見を聴取するために、ユーザー・リエゾン委員会が設立される予定である。

[現行情報管理]

現在使用中の主要なコンピュータ・システムはMIS(経営情報システム)と会計システムであり、下記の6分野をカバーしている。

- 政策
- 財務管理
- 総務
- 計画
- マンパワーと設備
- 情報サービス

これらのシステムはグラスゴーにあるメイン・コンピュータ(Data General MV40)上で稼働しており、各在外事務所のパソコンには接続されていないが、ロンドン本部の国担当には接続されている。開発援助の実施工程を支援する目的での利用はない。

国別援助予算決定額は、ロンドン本部の国担当がパソコン上データベース(Lotus Symphony)に登録しており、Data General MV40ともネットワーク化されている。

案件発掘や設計、実施におけるシステム支援はされていない。そのデータもData General MV40へは登録されておらず、プロジェクトの管理（各国担当官）側で保管されている。しかし、発掘された各案件の費用細目はMIS（経営情報システム）に登録されている。

モニタリングと評価も、本部ではシステム支援の対象となっていないが、在外事務所によっては所員やエコノミストがパソコンでのデータ管理を行っているケースもある。

ロンドンからグラスゴーへ移転した統計部は、これまで使ってきたスペクトラム (Spectrum) のミニコンピュータからData General MV40 に統計情報も移しているところである。

統計部は独自のデータベースを持っている。これは、暦年と会計年度それぞれで参照できる内部用記録データから成る。近い将来には、四半期ごとの情報も参照できるようになる。ODAはこのデータベースをロンドンにあるCOMSHARE D6からODAの会計システム及びMIS用へ移行中である。

この他に統計部は、人的資源及びプロジェクトの予算と経費等について管理できる統合的MISを設計している。このシステムはセクターまたはプロジェクトごとの案件の予算と経費について、その主要プロセス及び人的資源、ハードの供与、車輛等の単位で画面表示できるものとなる。

ODAはプロジェクトの内容に関するデータをバリのDAC/IRSに定期的を送付している。更に、援助内容と経費の情報交換をDAC及び国連と行っており、下記の形に印刷し、配布している。

- | | | |
|-------|--|-------------|
| 〈出版物〉 | “British Aid Statistics” (英国援助統計) | 発行：政府統計サービス |
| 〈資料〉 | “Project by Country” (国別プロジェクト；各国ごとのセクター別援助配分と経費) | 作成：ODA統計部 |
| | “Project by Sector” (セクター別プロジェクト；各セクターごとの国別援助配分と経費) | 作成：ODA統計部 |
| | “Statistics of the British Aid Programme” (英国援助計画統計) | 作成：ODA |

[IT戦略の将来構想]

MISは援助の進行管理に必要とされる正確で最新の情報をユーザーに提供するために開発された。さらなる援助の質の向上のためには、現在構築中のMISがカバーしていない分野の情報や、遠隔地や外部に分散している情報へのアクセスを可能にすることが将来への課題となる。従ってIT戦略としては、それら課題を最終的に解決する方向で実現されてゆかねばならないと考えている。現時点での構想では、ODAのスタッフに情報をより幅広くアクセスできる手段を提供するという目的でワークステーションを広く配置し、さらにコミュニケーション・インフラを確立し、その連結の繰り返しによって成長していく総合的システムが考えられている。

IT戦略の将来目標は以下の通りである。

- 1) 機関内の情報 → 全ODAオフィスが一つのユニットとして機能するために、情報交換が迅速に確実にできる体制の整備。
- 2) 情報のアクセス力向上 → 求める情報へのアクセスの簡便化。
- 3) 効率アップ → 情報検索や処理にかかる時間の削減。
- 4) 統一化 → OA機器、ソフトの統一。
- 5) セキュリティ → 内容に応じて情報の管理方法（機密文書とそれ以外の取り扱い）を区別。
- 6) 信頼性 → 常時使用可能なシステムの整備。

[達成の手段]

- 1) ワークステーションによるネットワークづくり：現状ではスタッフ900名で400台のWSを利用。計画実行時は、デスクごとに一台ずつ配置
- 2) 情報インフラの構築：現在使用しているLANシステムの向上
- 3) テキスト・データ管理方法の開発
- 4) 目的毎のアプリケーションの開発
- 5) 外部環境へのシステム的なアクセス手段強化

[IT戦略によって得られる利点]

IT戦略の主目的は特定の事業分野の改善ではなく、スタッフの業務効率の向上のために情報交換を容易にすることである。結果として、援助そのものの効果も向上することが想定される。ODAはスタッフの質、投資効果に対し従来より十分な注意を払っているが、今回のIT戦略では、情報の利用によって、人的資源の効率性を可能な限り最大にしようとしている。この戦略実施は全レベルのスタッフにとって有益なものとなることが期待されている。

[IT戦略の実施]

戦略策定のために実施された調査により43のターゲット・アプリケーションが必要とされた。これらは内容に応じて単独あるいは複数で組み合わせられ、ITプロジェクトとして定義され優先順位付けされていった。これらITプロジェクトは、IT戦略の段階的実現のため、三つの実施計画（フェーズ）に組み込まれていった。

フェーズ1では通信インフラの開発、テキスト・アプリケーションの開発、及び経営資源配分がすでに決定されているプライオリティの高いアプリケーションの開発を行う。

フェーズ2と3では、フェーズ1で達成されたIT基盤の上で、徐々に各部門の要求を満足させるアプリケーション開発を行っていく。フェーズ3については、目標のリストアップはされているものの、具体的詳細レベルまでの計画設計は完了していない。

各フェーズは約2年で終了し次のフェーズへと進んでいく。現在フェーズ1が進行中であり、フェーズ2は1991年半ば、フェーズ3は1993年中にそれぞれ開始される予定である。（各フェーズの内容については別紙参照）

[実施に伴う変更]

上記のIT戦略を実施することによって情報管理方法上及び組織上、下記のような変更が同時に実行される。

・情報管理

現在のMISは財務情報のために設計されたが、いまでは徐々に非財務データについてもカバーするようになってきている。従って、今後MISと他のアプリケーションとのインターフェイスを構築してゆく上で、内容の重複あるいは不整合が起る可能性があり、それを避けるためにデータ・ディクショナリの作成が計画されている。これにより統一的インデックスが定義され、複数のシステムの下での種々の異なるデータ保存が可能となる。

・標準化

本部MISは第4世代言語であるPowerhouse上で開発されている。ハードウェアは現在のところData Generalであるが、Powerhouse自身のポータビリティにより、将来の拡張、他の大型機種への移植も容易である。

デスクトップ・コンピューティング用にはMS DOSを装備したIBM互換のパソコンを標準とした。既にODAで標準的に使われていることと、各個人レベルでそれらの上で稼働しているLotus Symphony、Cardbox、Dataflex、dBase IIIにかなりのデータ蓄積があることが考慮された結果である。それらパソコン上ソフトの中でも、最もよく使われているSymphonyが、今後それら個人レベルで分散しているシステム間の情報交換を容易にするために、標準として採用される予定である。

LAN接続の標準にはイーサネット(Ethernet)が採用され、ネットワーク・ソフトとしてはNovell Netwareが採用されている。

オペレーティング・システムでは、DGミニコンピュータではAOS/VS、パソコンではMS DOSを標準としているが、より内容的に利用可能なものへの変更も考えられている。特にDG社機械の入れ替え時期に、具体的な検討に入るものと思われる。

【ITUの役割】

ITU（情報技術ユニット）は以下の五分野で支援体制の確立に努めている。

- 1) 本部ミニコンピュータ、ネットワーク管理、IT機器の調達と設置
- 2) OAの開発・保守
- 3) アプリケーションシステムの開発・保守
- 4) ハード/ソフト両面でのユーザー・サポート
- 5) ユーザーの教育

戦略実施に必要な資金及びマンパワーは、全てITUが管理している。ODA本部に設置したIT機器購入もITUの予算から出ている。ITUの予算は各会計年度について下記のように承認されている。

	1990/91	1991/92	1992/93
	£	£	£
給与等費用	877,000	921,000	949,000
IT 新規投資	950,000	1,250,000	1,250,000
<u>IT 維持費</u>	<u>377,000</u>	<u>370,000</u>	<u>400,000</u>
計	2,204,000	2,541,000	2,599,000

	フェーズ1 (1989年より開始)	フェーズ2 (1991年半ばより開始)	フェーズ3 (1993年に開始)
MIS (経営情報システム)	職員インデックス ブリティッシュ・カウンセル インターフェース 新NRI (ODA天然資源研究所)インターフェース 援助フレームワーク プロジェクト/プログラムデータ マスタープロジェクト MACSTATS 改訂 ODA 予測スプレッドシート 贈与/借款	事後決済インターフェース 開発部インターフェース	ATP (援助・産業準備金) 支援システム プロジェクト モニタリング/進行レポート
OA	OA パイロット コピーとサポート ワープロ交換—フェーズ1	メッセージ コピーとサポート ワープロ交換—フェーズ2 文書転送 外部コミュニケーション	文書検索 編集支援
海外マンパワー	人事・給与システム 現有人材 コンサルタント・インデックス	人事・給与システム	
ODA 人事	ASR/業務給与 職員研修記録	その他の人事データ (履歴書等)	
統計	経費 援助の内容と投入人事	その他のデータ	
海外年金	PIPS 拡張 年金計算	PIPS 拡張	
その他のシステム	モニタリング・ライブラリ・システム	モニタリング・ライブラリ・システム	ライブラリ・システムへのオンライン・アクセス NRED リサーチ・インデックス 災害データベース 住居プランニング 登録システム
伝達、移転及びセキュリティ	セキュリティレビュー& コンティンジェンシー・プランニング コミュニケーション・リンク AH スイッチボード/コンピュータ移転 ビデオ会議 エッソハウスへの移転	セキュリティレビュー& コンティンジェンシー・プランニング	

ドイツ技術協力会社

(Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit : GTZ)

ドイツ技術協力会社 (Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit)

[概要]

GTZは1975年に設立された技術協力援助を目的とする有限会社で、ドイツ政府によって株式は保有されている。一方、資金協力は復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW) によって行われている。また途上国向の民間セクターへの融資は、ドイツ投資及び援助会社 (Deutsche Investitions - und Entwicklungsgesellschaft mbH: DEG) によって行われている。

[基本方針]

援助全体に対する基本方針の設定は、経済協力省 (Bundesministerium für Wirtschaftliche Zusammenarbeit: BMZ) で行なわれ、このレベルでの決定は、被援助国に対する政治的要因をもとになされる。例えば最近の例では、ニカラグアに対して援助の中止が政治的な理由から決定されたが、その他の事で、具体的にBMZからGTZに指示される事はない。他の国に比べ、地域的な偏りが少ないが、相対的にアフリカ地域が多い。

[援助体制]

国別基本方針は、BMZによって行われる事になっているが、実際のところ、GTZ, KfW共それぞれの援助協力の分野における基本方針は別個に行っている。

GTZとしての基本方針は、政策部で立案される。実施に関しては、ラテン・アメリカ、アフリカ及びアジアの各部によって行なわれる。また、GTZはセクター共通のプランニング部門を持っており、この中で特別プログラム部門があり、セクターの枠を越えたプログラムを計画・実施する事ができるようになっている。

1970年代、当時の担当大臣によってドイツの援助体制は大幅に改善された。しかし、その後の大臣はかなりトーンダウンした感があり、現在、その指導性は現在よりも強くあるべきだと言われている。しかしながら、いわゆる“ショッピング・リスト”の被援助国に対して資金協力か技術協力のどちらを行なうかの選択は往々にしてGTZの判断によるところが多い。

[組織]

エシュボーン (フランクフルトから10数キロ) にある本部に1,250人その他に50名、在外事務所に1,600人を配している。

実際のプロジェクトに際しては、ドイツ人を中心とする約400名のコンサルタントと契約しており、さらに被援助国の援助の専門家3,500名を活用している。この3,500名の専門家のうち2,500名が経験豊富なレベルであるとされる。LDC諸国に対しては、ドイツの民間会社と合弁事業を行なう企業を発掘し、それらに対してのアドバイスを与え、ドイツへの当該国の製品の輸出促進を行なったりしている。こういった事業はコンサルティング会社による発掘に負うところが多く、輸出の促進に際してはドイツ国内における貿易展示会、国際フェアなどを利用して行なわれる。上記は昨今始められた直接アプローチの一環である。

ポーランドには、民営化の為の特別なチームを持っており、これまでに家具製造会社2社に対しての事例がある。この場合BMZがGTZの行なう事業に対してコストを負担するという形をとる。この組織ではGTZ, DEG及び民間からの参加による合同の経営委員会が形成され、監理を行なう。

[情報収集]

メインのデータベースはACACE（カナダ製）が使われており、情報・文書管理部が2年前に設立され、過去15年分のGTZの情報管理に努めている。これらのデータを、5人の文書管理の専門家が統合システム及び各独立系のシステムに入力し、情報・文書管理部の職員は利用者の便宜を図る体制を整えている。

現在使用中のデータベースは以下の6種類である：

- 書籍と書類
- 内部要員／専門家
- 機 関
- プロジェクト
- 研修／会議
- 構造データ（経済、社会・文化データ、物価等）

検索項目は多岐に亘り全ての資料へアクセスできるように設計されている。

情報及び文書の管理システムは、1991年4月までにメインフレームに入力される予定である。

内部要員／専門家のデータベースは、GTZ職員及び海外スタッフの人事管理・記録、その履歴書、そして外部コンサルタントの履歴書のシステムからなる。履歴書データベースには、主にドイツ人コンサルタントとGTZのプロジェクト参画希望者、そしてコンサルティング会社と現地専門家のもが入力されている。後者のGTZのデータは、特にエジプト、ブラジル、ラテンアメリカの2国について充実している。これらは全て、キーワードで選択される。

プロジェクトのデータベース（現在2,500件のプロジェクトをカバー）の情報もキーワードで検索することができる上、評価データが含まれる予定である。

メインフレームはシーメンス社製で、クライアント-サーバーシステムによって簡易言語でアクセスができるようになっている。

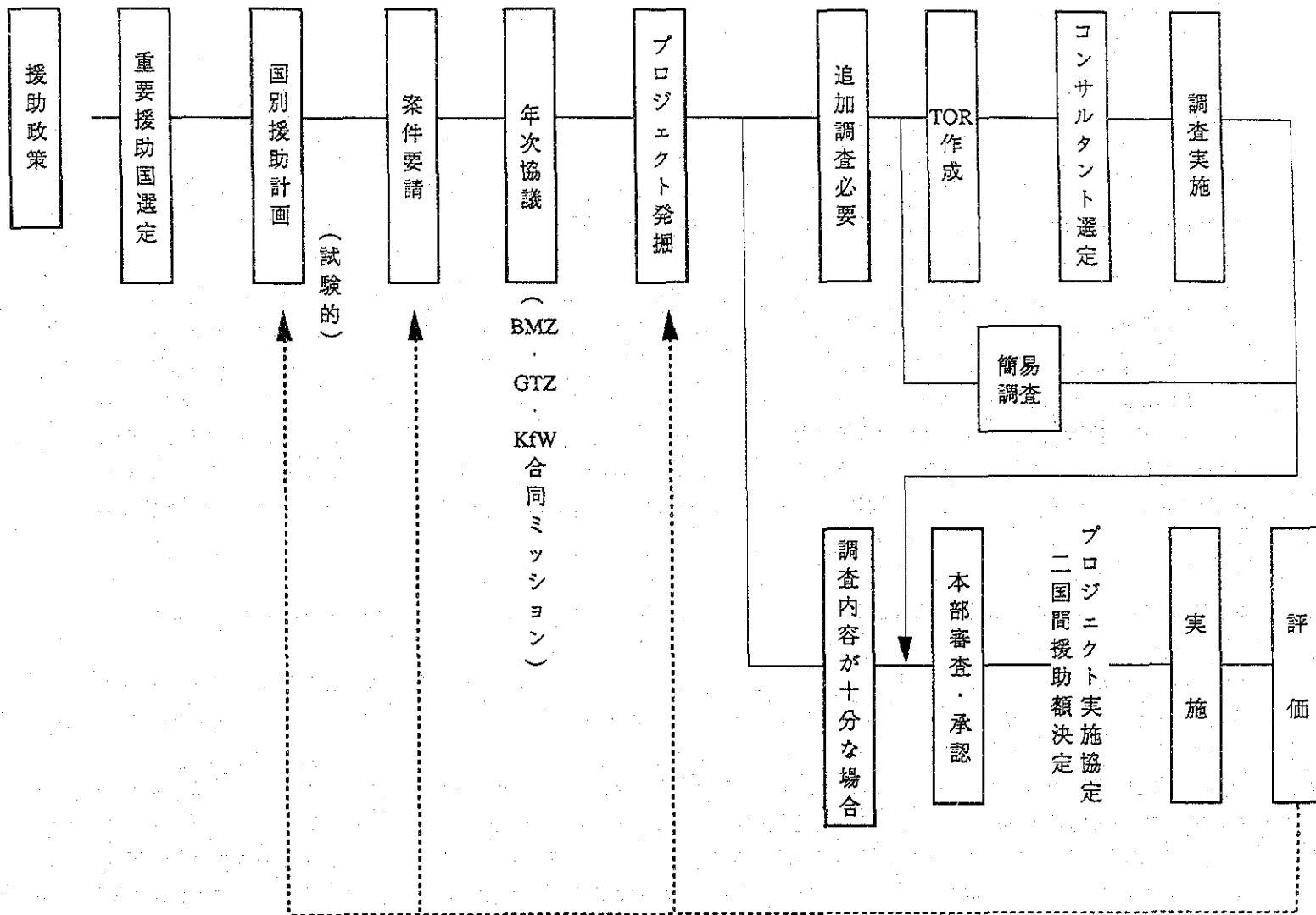
将来、電子メールとディスクで、41あるGTZ海外事務所全てとデータの交換が可能となる。UNESCO EDS -LSISシステムがユーザーに提供されている。これらの情報は各国事務所と接続され、あらゆるドキュメントがドイツ語に翻訳され約4,000のユーザーに提供される。キーワードは、国連と経済開発協力機構(OECD)/ドイツ版のマクロ・シソーラス(Macro Thesaurus)から選ばれた。この費用は5～6万マルクと見積られる。実施費用の見積りは、国家情報購入に15万マルクである。“中央サービスとサポート”及び5人の文書管理の専門家、加えてシステム要員22人、ライブラリアン4人の体制で年間1,500のテキストをカバーする。書籍、文書、定期刊行物の費用は、40万マルクが見積られている。特定のプロジェクト用に購入された書籍は、作業終了時に被援助国に譲渡される。

全システムの完成、稼働までにはもう2～3年が必要だと思われる。これまでGTZの内部資料の整理のために専任の文書管理専門家が18ヶ月かかっているが、こういった費用はすべて官房費用でカバーされている。

尚、他のドイツ政府諸省庁間でのプロジェクト・プランニングデータの交換を提案したが、これまでのところ拒否されている。

業務のサポートシステムについては、予算計画はまだ試験段階であるが、MIS（経営情報システム）や財務管理システムも追加される。理事会の方針として、メインフレームにMISを納品し、最終的にはプロジェクトの始まりから終わりまでをカバーするプロジェクト管理システムを作ることを考えている。

ドイツ技術協力会社 援助サイクルの概要



ドイツ技術協力会社 援助サイクルの各プロセス

ドイツ-1

プロセス	内 容	作成文書	担 当
援助政策	<p>援助政策決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BMZは必要に応じ、外務・大蔵・経済の各省と協議し決定する。 ・ セクター別の政策に関しては、農林、運輸等の各省と協議を行なう。 ・ GTZ・KfWはじめ、世銀・IMFのレポートを対象国別に作成 <p>予算作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原案はKfWによって作成、BMZに提出（春～初夏） ・ BMZが最終決定 	<p>カントリー・レポート(10数頁)</p> <p>Framework Plan</p>	<p>BMZ</p> <p>KfW</p>
重要援助国政策	<p>重要援助国政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ "エジプト、ヨルダン、トルコ等Front Line States" と呼ばれる国に対しては3億9千マルクの追加予算が与えられる。 <p>国別援助予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KfWに対してはBMZが大蔵省と協議し国別、プロジェクト別に積み上げた予算総額を決定 ・ 総額には商品借款、構造調整援助も含まれており、毎年内容が大幅に変わることはない。 	<p>重要国方針</p> <p>援助予算</p>	<p>GTZ、KfW 各政策部</p>

プロセス	内容	作成文書	担当
年次協議	<p>担当分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BMZ, GTZ, KfW三者合同によって行なわれる。 (数年前より実施機関参加) 基本的には、最終的な調整は、BMZによって行なわれる。しかしBMZ対KfWの連絡は密に行なわれるが、GTZ, KfW間の国別政策等の調整におけるBMZの指導力が期待されている。 ・ 主要国には年2回、その他年1回 ・ 必要に応じ、大蔵省・外務省からの参加 ・ 約20ヶ国との協議をボンで相手国と実施 		BMZ, GTZ, KfW本部
	<p>協議項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間の援助総額とプロジェクト別配分 ・ 相手国の自主性を指導 ・ 実績のレビュー→見通し→プロジェクトについての論議 		BMZ, GTZ, KfW

プロセス	内 容	作成文書	担 当
プロジェクト発掘	<p>プロジェクト発掘 [GTZ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題の分析・優先付け ・ プロジェクト・フレームワークの作成 <ul style="list-style-type: none"> GTZの関与可能範囲(専門家、金額、研修)を検討 ・ 年次協議の過程で、取り上げられる場合が多い。 既存案件のフォローアップから新規案件へとつながる事も多い。 ・ GTZでは、援助の専門家を60年代から育成してきたという自負があり、現地スタッフのプロファイ能力の限界よりも現地政府機関及び民間セクターの機能を強化すべく努力している。 ・ 現地側のドイツの専門家として技術の専門家のみでなく、社会学、経済の専門家を以前より多く使うようになってきている。 		本部と在外事務所が共同

プロセス	内 容	作成文書	担 当
実施	<p>[KfW]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被援助国政府の要請書を現地ドイツ大使館、外務省を通じてBMZへ提出 ・ または、KfWのフォローアップ・ミッションに対して要請(KfWは現在1,000以上のプロジェクトをフォロー) ・ フォローアップ・ミッションの他、定期ミッションも派遣 ・ 通常、プロジェクト発掘から評価まで2～3年。 <p>実施体制</p> <p>[GTZ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国別の担当官(Country Officer)が関与。 ドイツを中心とするコンサルタントを多用。 GTZは、実施の過程においては、アドバイザーとして機能する。 <p>[KfW]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト準備は、KfWとGTZの代表者によって組織されるミッションによって行なわれる。 KfWによる最終の決定の前に事前にミッションの結果によってコミットがなされるのが通常。 		KfW本部 地域部

スウェーデン国際開発庁

(Swedish International Development Authority : SIDA)

スウェーデン国際開発庁 (Swedish International Development Authority)

[概要]

スウェーデンの援助は、SIDAが二国間援助の80%を占め全援助予算の半分強を占めている。その他にスウェーデン国際技術・経済協力事業団 (Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation: BITS)がSIDAが対象とするプログラム・カントリー以外の技術協力及び資金協力を行なっている。

また、スウェーデン開発途上国研究協力事業団 (Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries: SAREC)はアカデミックな性格が強く、援助開発調査の研究者の養成を主たる目的とする機関であり、SIDAとはプロジェクト上の直接の関係はない。

1989年の予算配分は

	Million S. Kr
SIDA	6,800
国際機関向	3,560
その他	2,117
(SAREC, BITS, IMPOD,その他)	

[基本方針]

長期的展望に立ち、最貧国援助を主体にしている。歴史的にはキリスト教のミッションが派遣され、英語の通じる国が基本的な基準であったが現在は、仏語圏の国も含まれている。

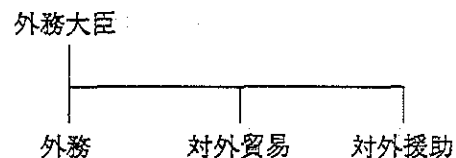
国数を18ヶ国と限定し、各国の自立性を尊重し、現在では案件の発掘から、調達まで自国でやるよう指導を行なっている。

援助の目的自体は議会での決議事項となっており、78年に1.経済成長、2.経済的平等の実現、3.経済的・政治的独立、4.民主化の4項目が設定され、88年に5.環境保全が追加された。

援助額のガイド・ラインを、GNPの1%として設定しており1989年の実績は、0.97%であった。その内のSIDAの分担が約52%であった。また、78年以来、援助は、原則として全て無償とし、国際機関向け贈与を減額してきている。

[援助体制]

外務省に援助専任の国务大臣が置かれ、外務省の国際開発協力室が補佐している。一般的な、援助政策は、同大臣の責任下にある。但し実際の援助計画はSIDAによってかなりの部分が作成される。



[組 織]

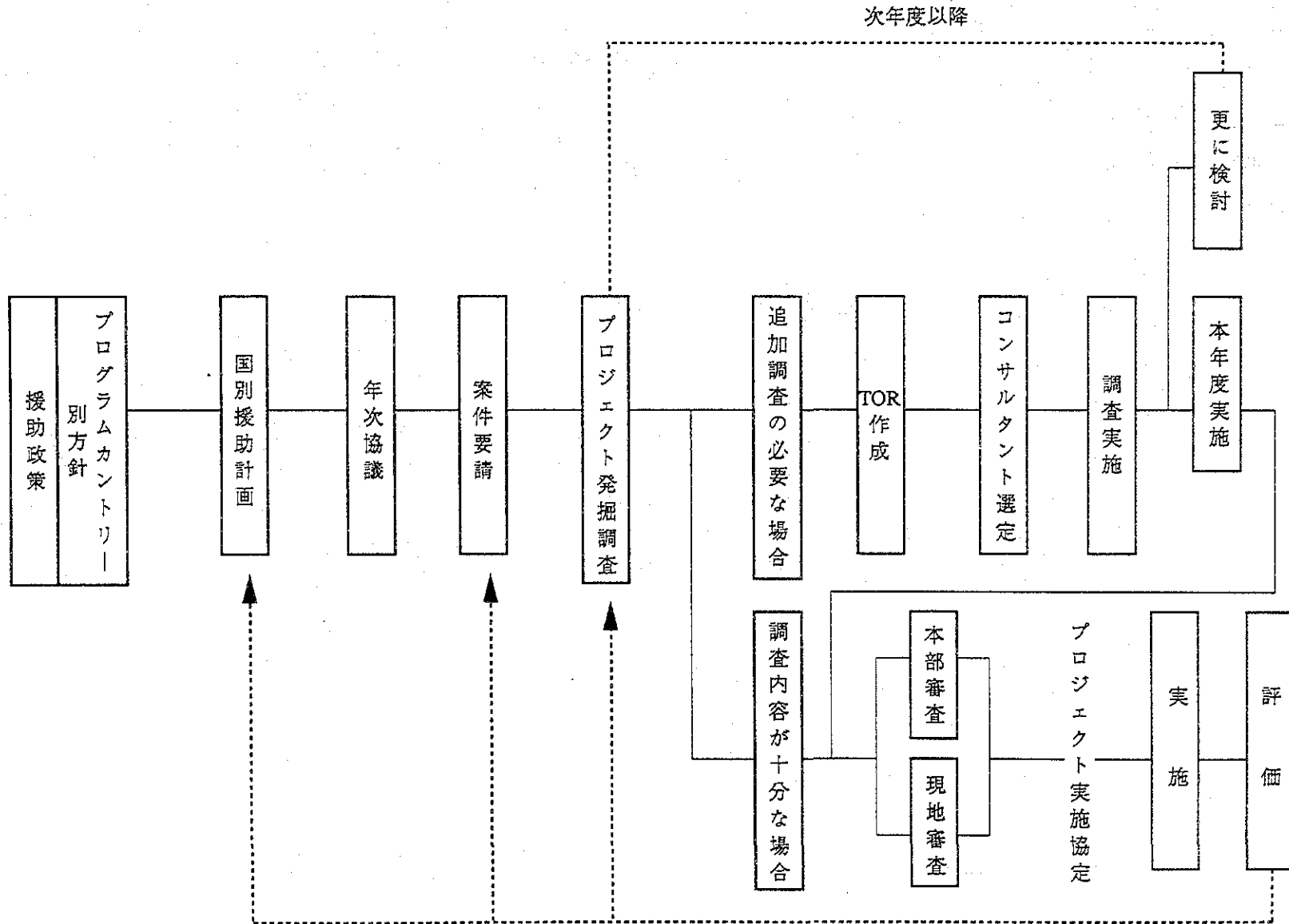
SIDAの理事会は関連機関、政党からの代表者で構成され利益の調整・承認機能的色彩が強く、実質的な政策決定機関ではない。実質上は3部ある地域部が援助実施の任を負っている。

SIDAはプロジェクト・マネジメントのために、海外に17の地域事務所を配している。地域事務所の規模は、3～15人程度である。但し対象国は、上記17ヶ国の他、ニカラグア事務所がコスタリカ、また、ギニア・ビサオがカーボ・ヴェルテをカバーしている。全職員600名中122を在外に配しており、624人の外部コンサルタントを雇用し、700名のボランティアを擁している。

SIDAの在外の開発協力事務所は、スウェーデン大使館の中におかれ、事務所員は全員外交官の資格を有している。援助の要請は、これら在外事務所によって、受理され、審査の後、本部の地域部へ送付され、地域部が本部のセクター別事業部と協議する事になっている。

また、援助立案・実施の過程でかなりの程度、コンサルティング会社又は個人コンサルタントに委ねており、タイド率は基本的にはゼロである。しかし現在、スウェーデンの企業又はコンサルタントに支払われる経費額は全体の15～17%であり、SIDAとしてはこれをゼロにしたいと考えている。

スウェーデン国際開発庁 援助サイクルの概要



スウェーデン国際開発庁 援助サイクルの各プロセス

スウェーデン-1

プロセス	内 容	作成文書	担 当
国別援助計画	<p>原案作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象プログラム・カントリー18ヶ国について地域部の地域担当デスクが、在外事務所と共同で基本政策の原案を作成 3ヶ年の援助ガイドラインを決定（1990年に2年計画を3年に変更） <p>検討項目として、経済、他国及びスウェーデンからの援助状況、セクター別概要、想定プロジェクトの継続可能度により2年目以降の計画に反映</p> <p>外務省の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記原案を外務省へ承認のため提出。基本的に原案がそのまま採用される場合が多い。 	Country Programme 原案	SIDA
年次協議	<p>年次協議実施</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラム・カントリーに対して通常2年に1回実施。（国によって毎年） <p>援助協定締結</p> <ul style="list-style-type: none"> 援助予算額を提示（その他援助条件、手続きなどを含む） 	Country Programme	<p>SIDA → 外務省</p> <p>外務省事務次官補、援助部長、カントリーオフィサー、大使館員、SIDA本部、在外事務所員</p>

プロセス	内 容	作成文書	担 当
プロジェクト発掘 実 施	<p>発掘メモ作成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発掘については、SIDA は原則、現地政府に行わせるが、通常個人コンサルタントが関与・ 記載内容は、プロジェクト概要、背景、目的をはじめ、セクター分析、同種のプロジェクトの分析・評価を含む <p>要 請</p> <ul style="list-style-type: none">・ 要請書は、SIDA 在外事務所でチェックの後、本部地域部へ送付・ 地域部がセクター担当と協議 <p>プロジェクト準備・実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ SIDA の最近の方針は LDC 諸国のプロジェクト準備・実施に関しては、原則、当該政府の自主性を尊重し、すべてを行わせることとしている。また、調達に関しても現地調達を原則とするという方針を打ち出している。	<p>発掘メモ</p> <p>(要請書受領)</p>	<p>(現地政府・コンサルタント)</p> <p>在外事務所 地 域 部 事 業 部</p>

フランス経済協力中央金庫

(La Caisse Centrale de Cooperation Economique : CCCE)

フランス経済協力中央金庫 (La Caisse Centrale de Cooperation Economique)

[概要]

LA CAISSE CENTRALE DE COOPERATION ECONOMIQUE (以下 CCCE) は、占領時の1941年、ドゥ・ゴールによってロンドンで設立された国家機関である。その後、1959年に財務・経済大臣の監督下に置かれるようになった。1984年の銀行法により、同金庫は「特殊金融機関」(Institution Financière Spécialisée: IFS) となった。

[基本方針]

フランスの援助は、海外県、海外領土と仏語圏アフリカが重要な割合を占めている。金庫が直接の対象としているのは、アフリカ及びインド洋の34ヶ国、カリブ海の7ヶ国、バヌアツと海外領土である。海外県については、同金庫の子会社である SOCREDOM を通じて融資が行なわれる。

フランスは、LLDC に対する援助を重視しており、上記対象国のうち国民生産額 600ドル以下の国に対するものが1985年 - 1989年の平均で 62.8%を占めており、これらの国々に対しては、特別融資条件 (PCS: 期間30年、最初の10年間 1.5%、次の20年間 2.0%) が 99%を占めている。特に LLDC 援助は 100%贈与とし、GNPの 0.15%を LLDC 向援助に充てる事を目標としている。援助の基本方針は、フランスの外交の基本そのものであると考えてよく、各援助機関がその枠を外れる事はない。

[援助体制]

実際の援助協力の活動は、1,500余名の "AGENT" と呼ばれる専門家によって行なわれている。彼らは、CCCE の傘下にある PROPARCO, CEFEB, IEOM, IEDOM といった機関、及び CCCE の本部、及び海外代表部に分散配置されている。

CCCE のみでは、約550名の "AGENT" がおり、行政部門 300名、援助に直接かかわっている者 250名である。

"AGENCE" と呼ばれる下部組織は、外国に 27、仏海外領土に 3、その他、海外県とサンピエール・ミクロンの 5ヶ所に駐在員事務所を置いている。

開発協力者と CCCE が仏語圏アフリカに対する援助を主として行ない、経済・財政省がそれ以外の途上国を担当しており、民間セクターへの投資を担当する PROPARCO 等 CCCE の関連機関を含めると多数の援助機関が存在する。

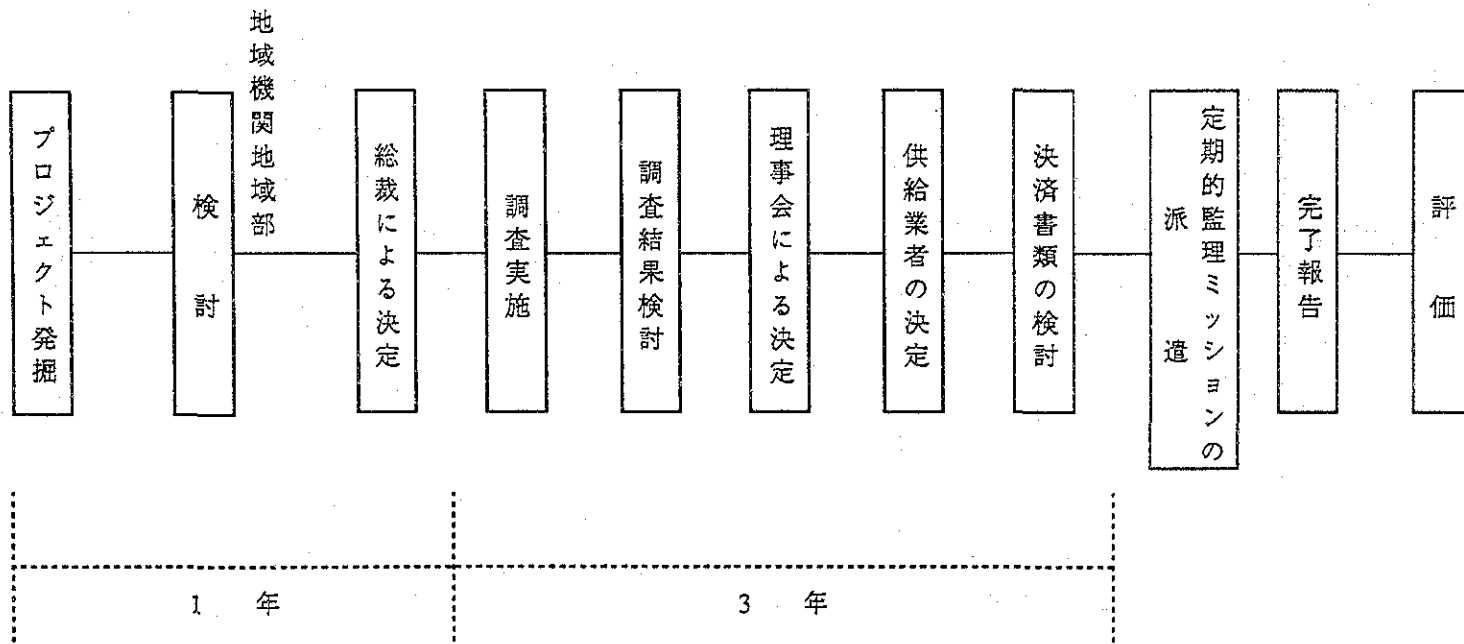
[組織]

総裁は、首相、経済・財政・予算相の報告の意見に基づき閣議で指名される。総裁は、副総裁及びその他の幹部を指名し、各種の権限を委譲している。

CCCE は、経済・財政・予算省、協力開発省、外務省等、関係各省の代表により構成される「監督委員会」(Conseil de Surveillance) の監理下に置かれている。

監督官庁である協力開発省は、ミッテラン政権の最初の7年間は、外務省と同列に置かれていたが、その間の両省の関係が良好でないため、第2期政権下、協力開発省を外務省より下位に置く事にし、国別方針等での統一を図ろうとしている。

フランス経済協力中央金庫 援助サイクルの概要



フランス経済協力中央金庫 援助サイクルの各プロセス

フランス-1

プロセス	内 容	作成文書	担 当
プロジェクト発掘	<p>案件提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 被援助政府、公共企業体又は、私企業によるプロジェクト案件を当該国の支部（AGENCE）に提出 <p>第一次選択</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部により第一次選択が行われ、「検討書」が作成される。 本部地域部へ提出 	<p>発掘メモ (NOTE DE PRISE EN CONSIDERATION)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、プロジェクト内容、費用概算、プロジェクトの必然性、問題点、対策など記載の数ページの報告書 	海外支部
プロジェクトの決定	<p>総裁による決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記検討書に基づき、更に検討するかどうかを決定 決定案件については関係機関、相手国政府に通知 	検討開始通知	総 裁
開発調査 (F/S)	<p>コンサルタント決定</p> <ul style="list-style-type: none"> TOR 決定 F/S に対する融資検討 調査会社又は、エンジニアリング会社の中からコンサルタント決定 		海外支部及び本部
理事会の決定	<p>プレゼンテーション・レポート作成</p> <ul style="list-style-type: none"> F/S 評定報告書をもとに、理事会の検討用に「プレゼンテーション・レポート」を作成 	<p>プレゼンテーション・レポート (RAPPORT DE PRESENTATION)</p>	本部地域部

プロセス	内 容	作成文書	担 当
<p>契 約</p> <p>調 達</p> <p>開発調査評定</p>	<p>交 渉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会の決定を受け被援助国に通知され、一年間の猶予期間内に交渉ならびに契約が行なわれる事が求められる。 <p>TOR設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TOR が海外支部によって設定され関係当局に通知 <p>調達先決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仏フラン通貨圏及び被援助国の企業に契約内容が通知 ・ 調達先の決定に対する承認 <p>開発調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタントによる調査実施 <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクト実施に必要な案件発掘報告書の各種前提条件等を数値化 <p>ミッションの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部派遣のミッションによりF/Sの内容を実地検証する。 	<p>TOR</p> <p>調査報告書</p> <p>評定報告書</p>	<p>海外支部</p> <p>海外支部</p> <p>コンサルティング会社</p> <p>本部及び海外支部</p>

プロセス	内 容	作成文書	担 当
プロジェクト実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ "EFFETS" というフランスが開発した効果算定方式を用い、プロジェクトを実施した場合と実施しない場合の当該国に対する経済効果を算定し、判断基準とする。 ※ この 'EFFETS' はOECD によって認知された評価方式で、国際機関によって使われている "PRICE OF REFERENCE 方式" と共に知られている方式である。 <p>実施監理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備入国例から費用支出計算書が提供され、それに基づき支払が行なわれる。 ・ 重要プロジェクトについては、調査ミッションが派遣され実地検証も行なわれる。 		<p>海外支部</p> <p>地域部及び関係部</p>
実施完了報告	<p>実施完了報告書提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終支払いの後6ヶ月以内に、海外支部はプロジェクト完了報告書を提出する義務がある。 ・ 内容は投資の実施の最終フェーズと事後評価のための情報を記載する。 		
事後評価	<p>結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの効果を評価するため、数年後に再評価するもの 		<p>本部分野別政策・事後評価局</p>

